



市民憲章

- 《わたくしたち八尾市民は》
- 1.若い力をそだてましょう。
 - 1.あたたかい心でまじわりましょう。
 - 1.みどりのまちをつくりましょう。
 - 1.文化財をたいせつにしましょう。
 - 1.働くよるごびに生きましょう。

人の動き (51年5月1日現在)

総数	262,419
男	131,728
女	130,691
世帯数	80,444
(含、外国人登録者)	

発行所 大阪府八尾市役所
八尾市本町1 TEL(91)3881
印刷所 サンタイ印刷株式会社

第554号/昭和51年6月5日

むずかしい計算

1万人の新しい市民が仲間入りすると

出金 36億円(学校、保育所の建設費)
入金 2億3,000万円(税金収入)

みなさんは市の人口が年々増え続けていることをどうお考えでしょうか。まちの発展を象徴するもので結構なことだと思われるかもしれませんが、しかし、市行政からみれば、大変むずかしい問題を含んでいるのです。

増える行政需要

なぜなら、人口が増えれば、その分、市が提供する種々のサービスを増やさねばなりません。学齢期の子供には学校が必要です。ゴミ・し尿の処理能力をアップし、水の供給も増やさねばなりません。また、人口集中によって引き起こされる公害、道路、排水など難題の解決にも取り組まねばなりません。

そのためには多額のお金が必要となり、税金だけでまかなうことはとてもできません。そこで長期の借金(地方債)に頼るのですが、今度はその返済に悩まされます。また、使えるお金には限度があることから、いきおい急を要する施策、たとえば学校建設などに重点的に資金を配分することになります。その結果、全体的にバランスのとれたまちづくりが困難になります。

学校園、保育所建設で借金 155億円

具体例でみてみましょう。本市の人口は昭和23年の市制発足時と比べて約4倍となっています。年代別では20代~30代の人々、つまり若いお父さん、お母さんといった層が大幅に増えています。

このような場合、1万人の人口増につき、小学校(幼稚園付き)1校、中学校3分の1校、保育所1所が必要となります。その建設には、現在では36億円かかります。このうち、国・府の補助金9億円を差し引いた27億円を市が負担することになり、市税10億円、長期の借金17億円をあてています。(1万人の人々が納める税金は2億3,000万円です。)

このように人口が1万人増えれば、学校園、保育所の建設だけで17億円の借金をすることになるわけです。市の長期の借金は49年度末で221億円となっていますが、実にその7割が人口集中のもたらした種々の課題のただ1点、学校園、保育所の建設に使われたものです。そして、その返済(51年度で38億5,500万円余、歳出の約13%)が、市の台所を苦しめているのです。

以上から、人口増が行政に与える影響の一端がおわかりいただけたかと思えます。行政をすすめるうえで、人口規模は非常に重要な意味をもつのです。そのため、現在総合基本計画を見直しているプロジェクトチームで「適正な人口規模はどうあるべきか」を検討していますが、開発指導要綱を強化するなどして、基本的には他都市からの人口流入(社会増)の抑制を考えています。

八尾の地場産業

歯ブラシ



柄が牛骨製の歯ブラシ(戦時中は、竹や木も利用、後にセルロイドから現在のプラスチックに変遷)

舌かき
舌に残ったカスをとる道具で歯ブラシとセットで販売されていた。材質は鯨のヒゲ。(昭和初期まで)

6月4日：歯の衛生週間によせて――

明治34年、八尾に初めて歯ブラシの植毛工場(外人経営)が設立され、農家の主婦や娘さんが雇われました。

当時、毛を手で植えていたので1日1人、10本仕上げるのがやっとでした。このため、毛を植える過程には、どうしても多数の女手が必要となっていました。

それと時を同じくして河内地方では、それまでの農家の主婦の副業であった“綿作り”が次第に衰退しはじめており、これら女手は新しい需要に応じて歯ブラシ工場と結びつき八尾を中心に歯ブラシ産業が盛んになったと言われています。

大正時代に手動式植毛機が導入され生産量も1人1日、1,500~1,800本に伸びました。

今日では、外国製の自動植毛機を使い1台で6,000~8,000本も仕上げており、生産業者は全国の半分以上も八尾市にあります。

(お話し…末広町在住、歯ブラシ製造業、谷口薫さん)

申し込みは電話でどうぞ

住民検診

受診方法が変わりました

あなたの健康を確かめてみませんか。
病気の早期発見をめざす住民検診を今年も次のとおり行います。今回は受診方法が大幅に変わっていますのでご注意ください。

- ☆とき 7月下旬(申し込み時にお知らせします)
- ☆ところ 八尾保健所
- ☆対象 16~64歳の市民で、八尾市成人病(循環器)集団検診を受けていない人
- ☆検診内容 胸部X線間接撮影、血液型検査、検尿・血圧測定(35歳以上の人のみ)
- ☆費用 無料
- ☆申し込み 6月7日~19日の間に、衛生課まで電話(91-3881 内線360)で。住所、氏名、年齢をいってください。また、直接来ていただいても受け付けます。なお、検診結果は個人通知します。



6/11 (金)

家児 融資 教育 青少 身障

乳幼児健康相談 (3カ月児) 9.15~11.00 八尾保健所
 不用犬の受付 9.30~12.00、
 13.00~16.00 八尾保健所
 3歳児検診 (47年12月生まれの男児) 13.00~14.00 八尾保健所
 日本脳炎予防接種 (1回目) 14.00~15.30 志紀幼

12 (土)

13 (日)

やおの姿

面積
 昭和23年4月、八尾町、竜華町、久宝寺村、大正村、西郡村が合併、面積18.9km²でスタート。同30年2月、旧河内市三野郷、同4月、南高安町高安村、曙川村を合併。さらに32年4月、志紀町を合併、39年4月、松原市若林地区を編入し総面積 41.26km²で現在に至る。

14 (月)

家児 教育 青少 法律 心配

肢体不自由児検診 13.00~14.00 八尾保健所
 不用犬の受付 9.30~12.00、
 13.00~16.00 八尾保健所
 日本脳炎予防接種 (2回目) 14.00~15.30 永畑幼、大正幼

15 (火)

家児 融資

出張献血 10.00~15.00 市立病院
 高血圧相談 13.00~14.00 八尾保健所
 日本脳炎予防接種 (2回目) 14.00~15.00 久宝寺小、竹淵小

16 (水)

家児 教育 青少 人権

幼児歯科相談 (1歳6カ月児のフッ素塗布) 9.15~11.00、
 13.00~14.00 八尾保健所
 子宮ガン検診 (電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所
 不用犬の受付 9.30~12.00、
 13.00~16.00 八尾保健所
 日本脳炎予防接種 (2回目) 14.00~15.30 中高安幼、北山本小

17 (木)

家児 法律 職業

婦人スポーツ教室 (バドミントン) 13.30~16.00 教育センター
 一般スポーツ教室 (バスケットボール) 17.30~21.00 教育センター
 労働相談 13.00~17.00 労働会館分館 (植松町)
 一般健康相談 9.15~11.00 八尾保健所
 日本脳炎予防接種 (2回目) 14.00~15.30 南山本小、安中解放会館

18 (金)

家児 融資 教育 青少 身障 行政

乳幼児健康相談 (6カ月児) 9.15~11.00 八尾保健所
 3歳児検診 (47年12月生まれの女児) 13.00~14.00 八尾保健所
 不用犬の受付 9.30~12.00、
 13.00~16.00 八尾保健所
 日本脳炎予防接種 (2回目) 14.00~15.30 志紀幼

19 (土)

とび出すな!!

道路は
いつも赤信号

20 (日)

結婚 心配

〈変更〉
 市政だより5月20日号、3面お知らせ欄中、「市長旗争奪軟式野球大会」の申し込みが、6月19日(土)午後5時までとありましたが正午までと変更します。

21 (月)

家児 教育 青少 心配

離乳食講習会 13.00~ 八尾保健所
 ツベルクリン反応 14.00~15.30 八尾保健所
 不用犬の受付 9.30~12.00、
 13.00~16.00 八尾保健所
 日本脳炎予防接種 (1回目) 14.00~15.30 北高安小、桂解放会館

22 (火)

家児 融資 老人

高血圧相談 13.00~14.00 八尾保健所
 日本脳炎予防接種 (1回目) 14.00~15.30 竜華小

23 (水)

家児 教育 青少 結婚

幼児歯科相談 (1歳6カ月児のフッ素塗布) 9.15~11.00、
 13.00~14.00 八尾保健所
 子宮ガン検診 (電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所
 不用犬の受付 9.30~12.00、
 13.00~16.00 八尾保健所
 BCG接種 14.00~15.30 八尾保健所
 日本脳炎予防接種 (1回目) 14.00~15.30 用和小

24 (木)

家児 法律

婦人スポーツ教室 (バドミントン) 13.30~16.00 教育センター
 一般スポーツ教室 (バスケットボール) 17.30~21.00 教育センター
 労働相談 13.00~17.00 社会福祉会館
 一般健康相談 9.15~11.00 八尾保健所

25 (金)

家児 融資 教育 青少 身障

乳幼児健康相談 (1歳6カ月児) 9.15~11.00 八尾保健所
 不用犬の受付 9.30~12.00、
 13.00~16.00 八尾保健所



▲母と子のよい歯のコンクール 八尾地区予選第1位、白政志津江、留美子ちゃん母子 (北木の本3-40)

青少年の健全育成をめざす

〈青少年指導ルーム〉

青少年の非行を未然に防止し、その健全育成を図るため関係機関市民の協力のもとに指導活動を行うものです。
 市内では、現在約210名のルーム指導員が活動しています。
 また、不安や悩みなど気軽に相談できる指導ルームも教育センターに開設しています。
 〈指導ルームの業務〉
 相談=教育、非行、環境問題
 指導=街頭指導、危険箇所の把握、

不良行為実態の把握など
 〈指導ルームの活動者〉
 地域住民の信望が厚く現代青少年の心理をよく理解し暖かい愛情と、活動に深い熱意を持った人で各団体から推せんを受けた方に教育委員会が委嘱します。
 ☆相談員 各中学校生徒指導主事、青少年関係、社会教育関係、その他関係団体の代表者
 ☆指導員 青少年指導員、育成会 (地区指導員)、婦人団体

〈指導ルームの活動時間〉
 ☆面接相談、電話相談 毎週月水、金の午後1時~5時 教育センター内指導ルーム(☎92-2350)
 ☆星間街頭指導 毎週月、水、金 午後1時~5時 ☆夜間街頭指導 毎週火、木 午後7時~10時。
 なお、相談内容は、秘密を厳守します。お気軽にご相談ください。街頭指導員は腕章をつけています。



くすの三大樹 (府天然記念物)
 植松町の淡川神社、垣内の善光寺、神立の玉祖神社 (たまのおやしんじや) にあるくすの木が市内の3大樹として有名。
 淡川神社のくす=境内東北すみにあり幹回り7m、樹齢千年の老樹といわれ、上部は分かれて2幹となっており市内の最も古く大きな樟樹。
 善光寺のくす=幹回り約6.3m、800年の樹齢を保っている。信濃の国本田善光が垣内に来た時、ついできた杖をここに突きさしたのが芽を出したとの伝説がある。
 玉祖神社のくす=幹回り約8m、よく繁茂し地上わずかの所で3幹に分かれている。



▲淡川神社のくすの木

自動車文庫 日程

6月9日(水) ○上尾町広場 △西山本小前 11日(金) ○刑部公園 △永畑小 14日(月) ○用和小 △許麻神社 16日(水) ○なかよし児童遊園 △志紀幼 18日(金) ○太子公園 △跡部公園 21日(月) ○天王の森 △山畑会館 23日(水) ○上尾町広場 △西山本小前 25日(金) ○刑部公園 △永畑小 28日(月) ○用和小 △許麻神社
 時間は○印が午後1時30分~2時30分、△印が午後3時~4時。

- 心配 = 心配ごと相談
- 身障 = 身体障害者相談
- 結婚 = 結婚相談 いずれも 13時~16時 社会福祉会館で
- 家児 = 家庭児童相談 10時~16時 社会福祉会館で
- 青少 = 青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで
- 教育 = 教育相談 (電話予約制) 9時~ 市役所内教育相談所
- 融資 = 中小企業融資相談 10時~12時 産業課で
- 法律 = 法律相談 (当日午後0時45分受付) 13時~16時 市民相談室で
- 老人 = 老人健康相談 10時30分~12時 社会福祉会館で
- 職業 = 高齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で
- 人権 = 人権相談 14時~16時 人権擁護委員会室で
- 行政 = 行政相談 13時~16時 市民相談室で



市役所 ☎ 91-3881

福祉厚生課

内線 308

■新しい老人医療証で治療をお受けください

老人医療証、受給者証が更新されます。

現在、使用されている老人医療証(金茶色)、受給者証(うぐいす色)は、6月30日で有効期間が切れ、無効となります。

新しい老人医療証(淡クリーム色)、受給者証(オレンジ色)は、各対象者に郵送しますので6月末日までに届かない場合は、福祉厚生課福祉医療係までご連絡ください。

なお、7月1日から医院や病院で治療を受けられるときは、必ず新しい「証」と被保険者証を受付窓口で提示してください。

■労働に関する相談所を開設しています

内線 290

市では、市内勤労者のみなさんを対象とした「労働相談所」を開設しています。

- ・賃金を払ってくれないとき
- ・就業規則をつくりたいとき
- ・労働災害にあったとき
- ・社会保険について
- ・労働組合をつくりたいとき
- ・職場で悩んでいるとき

☆とき 毎週木曜日、午後1時～5時(第5木曜日は除きます)

☆ところ 第1、第3木曜日は市立労働会館分館(植松町) 第2、第4木曜日は社会福祉会館相談室(本町2丁目)

くわしくは、同課まで。

保健所

☎ 94-0661

■断酒のつどい

酒をやめたい人、酒がもとで健康を害したり家庭、職場で問題を起こし悩んでいる人、「断酒のつどい」をご存知ですか。

酒をやめようとする人々やその家族が集まり励まし合い、助け合っ

て断酒しようとするもので互いの体験、心構えなどを語りあっています。一度参加されてみてはいかがですか。

☆とき 毎月第1、3、5火曜日、午後7時～9時

☆ところ 八尾保健所
お問い合わせは、保健所内酒害相談係、藤川(☎91-2074) 前田(☎93-1709) 西脇(☎94-1328) まで。

年金課

内線 320

■保険料の納め忘れはありませんか

昭和50年度(50年4月～51年3月)国民年金保険料を未納の方は市発行の納付書では、期限切れのため、納めることが出来ません。

もし納め忘れの方は、市役所または最寄りの出張所へお申し出ください。

別の納付書に書き換えて、納めていただきます。

なお、保険料は、今後必ず納期限内にお納めください。

もし、納め忘れが生じると万一病气事故など(1、2級)になられたとき、母子家庭になられたとき、障害母子年金が受給できなくなったり、将来老齢年金が受けられない場合が生じます。

●51年度の納付書は送付済みです

昭和51年度国民年金保険料の納付書はすでに各被保険者のお手元にお届けしていますが、本年度保険料の納付が困難な方は、免除の手続きをしてください。

くわしくは、年金課へ。

■児童手当の所得制限の拡大

内線 321

ことしの6月分から児童手当の所得制限が次のとおり上げられました。いままでに申請をしたが所得が多いため却下された人や、所得が多いと思い申請されていない人も、児童手当の認定請求をしてください。

☆対象 18才未満の児童を3人以上を育し、そのうちの1人が36年4月2日以降に生まれた児童である人

☆支給額 出生順に教えて3人目以降の児童1人につき月額5,000円(認定されれば申請月の翌月から支給)

☆所得制限 請求者の前年の所得が一定額に満たないこと(下表)

昭和50年分の所得による所得要件の金額

扶養親族等および児童数	所得の金額(限度額)
2人	2,486,000
3人	2,746,000
4人	3,006,000
5人	3,266,000

上表の所得金額に相当する給与所得者の収入金額は、例えば扶養親族などの数が4人の場合で4,320,000円ぐらいです。

☆申請 印鑑、厚生年金被保険者証あるいは国民年金手帳、市内金融機関の預金通帳、所得証明書(51年1月1日以降の転入者のみ)をもって市年金課または、各出張所へ。

なお、公務員、三公社に勤務されている人は各勤務先へ申し出て

社会課

内線 279

■6月から盲人ガイドヘルパーを派遣

重度の視覚障害者(1、2級)の方々に6月1日より盲人ガイドヘルパーの派遣を行います。

派遣を希望される方は、希望日の前日までに下記へお申し込みください。

☆申し込み 民生部社会課へ。なお申込用紙は、同課または八尾盲人福祉協会事務所(社会福祉会館2階、内線296)にあります。

☆派遣時間 月曜日～土曜日(祝日を除く)までの午前9時～午後5時の間で3時間以内

☆派遣費用 費用は無料ですが交通費などは派遣希望者で負担していただきます。

くわしくは同課まで。

■手話を習いませんか

内線 303

八尾市身体障害者福祉会では、次のとおり手話(しゅわ)講習会を開いています。

☆とき 11月30日までの毎週水曜日 午後6時～8時30分

☆ところ 社会福祉会館2階 ☆費用 無料(テキスト代は実費負担)

☆申し込み 社会福祉会館(本町2丁目)の同会事務局まで。

■難聴児親の会6月例会

八尾難聴児親の会では、6月例会を次のとおり開きます。

なお、会員以外の方でも関心をお持ちの方は遠慮なくご参加ください。

☆とき 6月20日、午後1時30分～ ☆ところ 教育センター ☆講師 府教委、坂本多朗氏

郵便局

☎ 93-0547

■簡易保険作文コンクール

郵政省では、第15回簡易保険作文コンクールを次のとおり行います。

☆作品 簡易保険に関するものか自由題の作文(400字詰め原稿用紙5枚程度)

☆応募資格 小学校5～6年生 中学校1～3年生に限る

☆申し込み 6月30日(当日消印有効)までに八尾郵便局(陽光園1-5-5)まで提出ください

くわしくは、郵便局まで。



産業課

内線 333

■消費生活リーダー養成講座

府と中河内3市(東大阪、八尾、柏原)では消費者活動の推進を図るため51年度消費生活リーダー養成講座を次のとおり開きます。

☆とき 7月1日～9月2日の毎週木曜日の午後1時30分～4時

☆ところ 八尾商工会議所

☆資格 消費者問題に関心を持ち地域での消費者活動ができる方

☆定員 25名(無料)

☆申し込み 6月19日(土)までに産業課へ。

労働会館

☎ 99-3167

■働く人の美術展

第17回八尾美術協会展、働く人の美術展が行われますがその出品物を募集しています。

☆会期 6月15日(火)～20日(日) 午前9時～午後6時

☆ところ 市立労働会館(近鉄山本駅前)

☆出品種別 絵画(使用材料自由)1点以内 額付のこと 彫刻(使用材料自由)2点以内 工芸(使用材料自由)2点以内 写真パネル張り、全紙サイズ2点以内。

ただし、組写真の場合は、1枚のパネルにレイアウトされたもので1辺90cm以内。

☆搬入 6月13日(日)午前10時～午後3時 同会館正面入口

くわしくは、同会館へ。

■余暇講座の開講

府立東大阪労働セツツルメントでは、次のとおり余暇講座(家庭園芸、盆栽講座)を開きます。

☆家庭園芸 6月14日～15日、午後6時～9時 ☆盆栽 6月9日～11日 午後6時～9時

☆ところ 府立東大阪労働セツツルメント(東大阪市永和1-38 ☎06-721-1748)

☆申し込み 上記へ。

警察署

☎ 92-1234

■大阪府警察官募集

大阪府警では、次のとおり警察官を募集します。

☆資格 大学卒業(来春、卒業見込者)か高校卒業程度の学力を有する男子で28歳未満の人

☆給与 大卒約107,000円、高卒約91,000～98,000円

☆受付 6月10日～7月17日
お問い合わせは八尾警察署総務係へ。

公聴課

内線 227

■みどりの町づくりに参加しませんか

市民の手による「みどりの町づくり」を推進するため、市民憲章推進協議会では、グリーンバンク(緑の銀行)を開設し、市役所前通りをイチョウ並木にするための資金を市民のみなさんより募っています。

募金に応じていただいたお金は同協議会で管理し、市役所前通り約300mの街路樹改植の資金として使用します。また応募者の氏名団体名、会社名をアルミ製のタンザクに書き込み、イチョウの木に取り付けます。

結婚、誕生日、入学の記念や緑化協賛の記念としてあなたもぜひご応募ください。

☆募集期間 6月30日まで

☆金額 1本2万円(連名も可)

☆申し込み 市役所公聴課内市民憲章推進協議会へ。

※公職にある人は、応募できません。

くわしくは、同協議会まで。

■対策は万全ですか

消防庁では、防災対策の一環として次のテレビ番組を提供しています。

☆防災ミニ百科 毎木曜日 午前10時55分～11時、読売テレビ

☆くらしの中の防災 毎日 曜日、午前8時25分～8時30分 関西テレビ

府民センター

☎ 94-1515

■家庭教育講座を開きます

同センターでは、次のとおり家庭教育講座を開きますのでご参加ください。

☆とき 6月23日、7月2日、6日、9日、14日、16日の午前10時～正午

☆内容 「テレビの見すぎ、漫画の読みすぎ」、「子どもの健康と食品」、「親子で作るよろこび」など

☆ところ 府民センター

☆申し込み 電話、またはハガキで、荘内町2-1-36 同センター府民係へ。

婦人会館

☎ 22-6185

■教室生徒の募集

婦人会館では、帯じり組ひも、着物着付教室を開きます。

<組ひも教室> 毎週水曜日の午前10時～午後3時 材料費2,000円 定員30名

<着付教室> 毎週水曜日 午前10時～午後3時 会費2,000円

いずれも、会場は婦人会館。申し込みは6月15日(火)までに同会館(本町3丁目)へ。

水道料金の早期改定を提言

八尾市財政自主再建推進協議会

〈はじめに〉

水は市民生活にとって必要不可欠なものであり、市民生活に必須のサービスを提供する水道事業は、市に課せられた重要な責務である。

しかしながら、今日の水道事業をとりまく環境は年々悪化し、八尾市もその例外ではない。本市の水需要は、生活水準の向上、人口の急増、産業経済の伸長にともない、現在まで逐年の増勢を示した。近年には経済不況の影響などで幾分鈍化を見せているが、給水区域内人口、給水人口の動向、都市開発の進捗、下水道の普及その他諸般の状況を検討すれば今後とも増加を続けるものと考えられる。

このために常に施設の拡張、改良を余儀なくされており、これに伴う資本費の増加が著しく、さらに昭和48年以降の石油危機を契機とする経済情勢の激変が諸物価の高騰をはじめ電力料金の再値上げ、大阪市営水道の分水料金の改定による、動力費、受水費の増加、給与改定による人件費の増嵩をもたらす、経営の悪化に拍車をかけた。

この結果、水道財政は、昭和49年度末には5億1,600万円の累積欠損金及び5億3,300万円の資金不足額を生じ、なお昭和50年度決算見込みでは、さらに経営収支は悪化し、同年度末の累積欠損金は7億1,900万円、資金不足額は8億4,200万円の多額に及ぶこととなった。このような事情に鑑み、本協議会に「水道事業の経営等今後のあり方について」の諮問がなされた。

本協議会は、諮問事項について慎重に審議を重ねた結果、結論を得たので、次の通り提言する。

1. 水道事業の現況

(1) 施設の整備拡充について

本市の水需要の状況は、昭和53年度には、1日最大給水量 133,000m³に達する見込みである。

今後も増大する水需要に対処して、配水施設の整備拡充をはかるため、現在、昭和52年度完成を目標に第4次拡張事業を施行中であり、引き続き第5次拡張事業計画の策定の必要にせまられ、その具体的計画の検討が急務となっている。

水道施設の建設規模と給水需要とは必ずしも一致せず、常に水需要は施設能力に追いつき、追い越す状態を示すので、拡張工事には大規模な先行投資を余儀なくされ、これにともなう金利負担などの資本費の増加は避けられない。

また、今や創設以来36年間を経過した水道事業として、施設拡張もさることながら、施設の維持管理面での対策が重要課題となってきたことも見逃せない。したがって、上述の施設拡張事業と合わせて、出水不良の解消、赤水対策、漏水防止対策としての配水管及び配水枝管の整備事業を行うことにより、末端給水の万全を期するとともに、有取率の維持向上をはかることが重要施策として挙げられる。

(2) 水源の確保について

本市の水源については、さく井による自己水源及び大阪府営水道からの用水供給と一部大阪市営水道からの分水を内容とする依存水源（買入水）の2つがあり、昭和50年度では買入水依存率が実に89.2%を占めるに至っている。

このような状況の中で、自己水については、地盤沈下対策として地下水汲上げ規制措置が講じられて、昭和51年度からきびしい汲上げ規制が開始され、昭和54年度からは地下水採取を停止することとなり、本市の給水量の全水量を買入水でまかなわなければならない。大阪府営水道への依存度はますます高くなり、このことは本市水道事業の大きな特色をなし

3月27日、八尾市財政自主再建推進協議会が発足し、水道事業の経営等について専門的に検討するため「企業会計検討部会」が設置されたことは既にお知らせしました。

同部会は、その後4月5日から5月13日まで6回にわたり、水道事業の現況分析と経営健全化の方向、当面の対策についての審議を重ねました。そして、5月13日「推進協」に審議結果を報告、これを受けた同協議会は討議を得た後、同日付けで「八尾市水道事業経営のあり方について」の提言を市長に提出しました。以下はその全文です。



写真一 企業会計検討部会の報告を討議する「推進協」

ている。

よって、府営水道の経営状況の変化が直ちに本市水道事業の経営のあり方を左右することになり、水源確保の問題についても影響力は大きい。

(3) 水道財政の現況

本市水道事業は、昭和46年度において収支の均衡を失い欠損金を計上して以来、逐年悪化する財政事情に対応して、昭和49年3月から加入金制度の導入を含めて、料金改定を行い、財政再建をはかったが、ほぼ時期を同じくして発生した石油ショックに端を発する経済不況とインフレにより、給水コストの著しい上昇を招き、加えて経済活動の停滞による料金収入の伸びの鈍化等、経済情勢の激変に対応しきれず、現実のように、昭和50年度決算見込みでは、7億1,900万円の累積欠損金と8億4,200万円の資金不足額が生じる見込みである。

さらに、上述の状況に加えて、大阪府営水道が本年4月15日に大阪府議会において、51.4%の料金改定を本年10月1日から実施することを決定した。

これにより、給水量の大部分を府営水道に依存している本市の水道財政に及ぼす影響は甚大で、年間約3億8,000万円の受水費の増加となり、昭和51年度から53年度まで3カ年間の財政計画期間において合計約8億7,000万円もの支出負担増となり、これを含めて昭和53年度末での資金不足額は約39億9,700万円に達する見込みである。

このことは、昭和50年度の水道料金収入が約16億円であることから考えて、水道事業経営がまさに破綻にひんしているといわねばならない。

なお、今また関西電力における電力料金値上げの動向もかわれ、これが実施されると、受水費、人件費、支払利息に次ぐ主要経費である動力費の負担増となり、給水コストを引き上げ、重ねて財政圧迫の要因となることは避けられず、非常に憂慮すべき状況にあるといえる。

2. 経営健全化の方向

水道施設の整備拡充に対しては、公費の援助がなく、さらに、水道料金が原価を十分にカバーしていないとすれば、その経営と現状のおかれた環境について、市民各位のより深い理解と積極的な協力がなくては水道事業の使命の達成が困難になる日も遠くないと危惧する。

とくに、財政事情は一刻の猶予も許されない現況にあるので、水道事業としての経営基

盤を強化し、他方、国・府の施策について強力な働きかけを行い、その姿勢の前進を求めることが必要である。

さらに、独立採算制についても、その内容改善の吟味を行いながら水道事業の経営改善の努力を一層期待しつつ根本的な財政再建を図るべきである。

(1) 独立採算制について

水道は本来私的に消費されるサービスを提供し、使用者が特定できることから、その対価として料金を徴収することは当然である。

また能率的な企業経営、資源配分の適正化などの見地から、必要経費を使用者がその受益に応じて負担することを求める独立採算制の維持を原則としている。

しかし、本市のように自己水に恵れず、水源確保がますます困難な事態の中にあつて、増大する水需要に対処して安定給水をはかるために、常に拡張事業を続ける必要がある企業環境においては、経費が著しく増加し、高い水道料金を設定することはやむを得ない傾向である。

現行の地方公営企業法では、公共の消防のための消火栓に要する経費などは公費負担であるとしているが、今日の水道事業の現状から考えると水質悪化に伴う経費、先行投資費用、水源開発に要する費用などは、単独の都市における公営企業の独立採算の合理的範囲を超えるものと思われる。

したがって、これについては国に対して制度改正を積極的に求めるべきである。

(2) 一般会計との関係

水の使用量は個々の使用者によって異なり、これを一般市民の税で負担することは公平を欠くことになる。

一部には使用者の多額な負担増を抑えるため、あるいは急変をさけるために一般会計からの資金導入の考えもあるが、しかし、一般会計からの繰り入れは、その分一般会計を通じて提供される教育や民生などの行政サービスに影響を与えるおそれがある。

ただし、市民生活を配慮して低く決定される水道料金を、料金体系内の操作の範囲を超えて決定する必要が生じた場合は、それ相当の負担を一般会計に求めるべきである。

(3) 国・府との関係

現在、国の援助は水源開発、水道広域化、浄水場排水処理施設等の一部の建設費用に対する国庫補助金に限られている。

しかし、水道事業の独立採算制の合理的な範囲を超えるものに対しては、国・府が一定の基準を定め応分の負担をすべきである。こ

の方策は、国・府の同意が得られてはじめて実現されるものであるから、一層の理解が得られるよう、強力に働きかける必要があり、国・府からの補助金の導入についての制度化法制化に向かってたゆまざる努力をするべきである。

(4) 加入金について

水道事業の経費は、公費負担以外はすべて使用者負担が原則である。現在多くの水道事業では、加入金または分担金を制度化しているのが現状である。

本市においても既にこの制度を導入しているが、加入金は水道事業にとって、次に示す根拠から財源として用いることができる。

宅地開発等に伴う水道施設の拡充、人口増対策による水源開発の先行投資が資本費を増大させており、今日、なお国の補助制度が確立していない現状においては、水道施設の整備、拡充に伴う資本費は全額水道料金に転嫁されがちである。

しかしながら、施設拡充の必要性は、生活水準の向上にもよるが、その大部分は新規流入人口による水需要増対策であり、現有施設の建設費を料金で長年にわたって分担してきた在来使用者に重ねてこれを負担させることは負担の公平を欠くことになり、高料金を招くことにもなるので、新規使用者から適当な加入金を徴収し、これらの費用に充てるのが妥当といえる。

なお、本市の加入金制度についても、施設整備、拡充にともなう資本費の増大と、極度の財政悪化状況に鑑み、今後根本的な検討を加えることが必要である。

(5) 経営改善

企業経営の健全化のためには、なによりも企業自らが経営の改善に最大限の努力を払うことが必要とされる。

経営改善に関する諸施策は、既に企業内部の各部門で実施されて一応の成果は認められるところであるが、地方公営企業として能率的な経営をはかるため、日々の経営改善に努め、市民に対して、より良質でより低廉な給水サービスを供給できるよう努めなければならない。

なお、経営の合理化と改善のための具体策としては、以下の諸点が考えられる。

(ア) 水道事業は、あいつぐ施設拡張に追われている。したがって、施設の整備、拡充に対する投資をより効率的に行う意味において、市の都市政策について、長期にわたっての総合的な基本計画との調和を十分にはかることが望ましい。

(イ) 拡張事業等に要する資本費の増加が財政悪化の大きな要因であるので、資本費の負担軽減に努力すべきである。

本市水道事業における企業債の発行状況を見ると、公債に比べて有利な政府債が95.1%と大部分を占めているが、今後とも、償還期限の延長、利率の引き下げ等企業債の質的改善と低金利への借り替え等に努めるべきである。

(ウ) 八尾市の有取率は87%台であり、全国平均に比して高率であるが、有取率の問題は経営効率を高めるうえにおいて大きな要因であることを銘記し、前述のとおり、特に配水施設の維持管理面が重要課題となってきた本市の実情から、今後とも現状の維持に努めるとともに、なお、この向上についても検討されることを要望する。

(エ) 今後も増える事務、作業量に対しては、施設の機械化などにより極力人員増をさけるのが望ましい。

(オ) すでに漸次実施しつつあるが、検針制度の効率化、料金の口座振替制度の普及促進、料金の納付制の徹底等の事務の能率化に努めるべきである。

(5面へ)



衣料品は表示をよく確かめて

今年も、夏物の衣料品が店頭をにぎわしています。デザインや色彩にひかれて購入した衣料品が、一回の洗たくでほころびたり、色落ちした経験をおもちの方も多いことでしょう。

そこで、今回は衣料品購入のポイントを考えてみましょう。

①繊維材質をよく確かめる。ほとんどの衣料品には組成表示があります。綿は吸湿性がよく、ポリエステルはしわがよりにくい、レーヨンは縮みやすいなどの特性を考えて選びます。

②取り扱い表示は近々に義務表示になります。表示も改正が加えられ、水洗いできないもの、ドライクリーニングできないものなどには×印がつけます。夏物は水洗いできるのが大切な条件ではないでしょうか。

③縫目や縫代をよく確かめて。ほつれやすいものは夏物には不向きです。

④衣料品に苦情があったら直ちに現物を持って購入店に申し出ること。ラチがあかなかつたら市の窓口やセンターを利用しましょう。

(大阪府立消費生活センター)

ストレス解消にも最高です

グループ

ママさんフォークダンス



市の話題



●新入社員を励ます集い

市、市民憲章推進協など5者共催の「新入社員を励ます集い」が先月18日、午前10時から八尾商工会議所で開催されました。

今回は、今年4月八尾市内の事業所に就職した若者のうち、32社約100名の新入社員が参加。「いったん選んだ道は、志をもって貫こう」と山脇市長の励ましのあいさつのもと、新入社員や各事業所には記念品とキンモクセイの苗木がそれぞれ贈られました。

最後に新入社員を代表して電機会社に就職したばかりの藤井篤さん(23歳)が「1日も早く会社にとけ込み頑張ります」とお礼のご挨拶を。午後は、野外活動協会指導員による歌、ゲームなどを楽しみました。

「美容はもちろん、ストレス解消にも最高ヨ」。この陽気なママさんフォークダンスグループは、発足してすでに3年目、「ユニレック(ユニークなレクリエーションを楽しむ意)」という愛称も決まりました。

現在会員は25名で、なかにはまったくの初歩から始めて日本フォークダンス連盟公認指導者の資格を得た人が2人も。毎週木曜日の午前10時~12時、労働会館(山本町1丁目)2階で和気あいあいの練習を行っています。

会場は、軽快なリズムに乗って踊る会員の熱気でいつもムンムン。65歳の老婦人までが指導者の西村先生について頑張っています。

「老若男女を問わず、興味のある方はぜひご参加ください」とのこと。連絡は木村(☎22-8449)まで。

「お願い」みなさんの近くでユニークなグループやサークルがあれば、広報係(☎91-3881 内線229)までお知らせください。

しあわせを築く道

部落解放をめざして

46



■人権擁護は若人の手て〈最終回〉

「部落差別は部落大衆を封建的遺制である身分差別のために仕事と土地から排除されていることにある。しかし貧乏は他に多くある。

したがって、貧乏にも歴史性と社会性の相違があることを明らかにしなければわれわれの要求の実現は困難になっている。われわれがよい仕事をもたないのは、たまたま失業したからでなく、封建時代の身分差別のために、もともと基本的な生産関係から排除され、まともな仕事にはつけないようにされたからである。土地をもたないのは、たまたま失業したからでなく、もつことを許されなかったからである。

われわれに土地もなく仕事もないのは、われわれが怠け者だったり、人なみの能力がないからでなく、最初から排除されていたからであり、親代々の失業であるということである。しかもこれは昔の封建時代のことでなく、現在も本質はかわらないということである。部落大衆の仕事は、雑業が多く、伝統産業のあるところでも零細な自営業者や下請加工業である。しかもそれに雇われる労働者が多く、それらはほとんど社会保障のない不安定なものである。部落産業のないところや農村の部落では日雇い、失業労働者、行商などが多い。

都市の部落や近郊農村では、工場に働く人々がふえている。しかし、それは多く社外工、臨時工であり全く不安定である。基幹産業あるいは、公務員や自由業はきわめて少なく会社・商店の事務員や店員さえ少ない。自治体行政機関に働いているといえ、それは多く現業労働者である。

かつては「失対労働者」として、就労できたことを多くの仲間から祝福され、はじめての就労の日には祝賀式を行って仕事についたという現実があった。

部落の伝統産業といわれる皮革、靴、履物製造、土木請負などは、すべて中小零細企業である。しかし部落大衆は、この零細な部落産業にしがみついて生きねばならない現実におかれている。日本の産業、経済の二重構造のもっとも底辺においやられているのが、部落の零細企業である。…後略…

このような部落のおかれている現実、生活の実態、このなかこそ厳然として「差別は生きている」のです。そして、この差別は、歴代政府及び地方自治体行政の停滞が(そのことは客観的には「差別行政」を意味する)もたらしたものであり、そしてそれは、ひとり部落にのみ差別をもたらしたものでなく、すべて国民の生活と権利、平和と民主主義に、否定的影響をもたらしているもの(例えばさまざまな公害などもその一つ)と一つのものであることの認識の上において、差別からの解放の道を明らかにしていきたいものです。(終わり)

「推進協」提言つづき (4面より)

以上は市及び水道企業の努力によるもの、市民の協力のもとに実行のできるもの、国・府への働きかけを必要とするものなどであるが、継続的努力の積み重ねにより実効を上げるよう強く要望する。

3、当面とるべき対策

本市水道事業の財政の現状及び将来を見通すとき、現行料金収入では経営がゆきづまり、企業運営そのものが困難となるであろう。

これの打開策としては、まず水道企業内部の可能な限りの経営の効率化とあわせて公費負担制度を積極的に働きかけることに最大の努力をばらうべきである。

しかしながら、それには自ら限度があり、水道財政の抜本的解決策にはならない。

(1) 料金の適正化と体系について

水道事業は市民の日常生活に不可欠の公共性の強い事業であるので、今後も安定した供給を維持するためには、当面、水道事業の主要な収入源である水道料金の引き上げはやむを得ないと思われ、その際、料金体系に対する配慮も要望したい。

本市の基本料金は、昭和40年7月の改定以来、約10年間据え置いたままの8㎡で230円となっている。基本料金については、水道事業の経費が固定費で過半を占めている実態を

考慮して、現行料金を引き上げ、収支の均衡を保つことが望ましい。

ただし、一般家庭に対する生活用水を配慮して、全体の収支の均衡をそこなわない範囲において、できる限り一般家庭の基本料金を安くすることが望ましい。

しかしながら、本市の用途別使用実態を見ると、家庭用が極めて高率を占め、また、使用水量段階別戸数構成を見ても、1カ月に20㎡以下の使用戸数が59.6%を占めている。

したがって、今後の料金体系の設定に際しては、生活用水相当量以内の使用者と、大口使用者とのそれぞれの負担の限度について考慮しながら検討する必要がある。

(2) 料金改定の時期と料金算定期間

水道事業を健全に経営していくためには、水道料金が給水原価に見合って適正化されることが望ましい。料金改定の時期がおくれることは欠損金が累増し、料金改定時の引き上げ幅が大きくなることを意味する。

よって、今日のような経済情勢ではできるだけ早期に改定を行うことが必要であり、そのタイミングが重要である。

なお、料金の算定期間については、日常生活に不可欠のサービスを提供する意味から、料金ほどできるだけ長期にわたり、安定的に維持されることが望ましいが、最近のようなインフレ経済の中では2~3年とすることもや

むを得ない。計算期間中の原価把握は適正に行うべきであり、目前に起きることが当然予測されて、これが事業経営に大きな影響を与えることとなる要素(例えば、現在の電力料金改定の動向等)については、その動向を適確に把握した上で原価に算入すべきであると考えらる。

また、料金算定期間中の総括原価に予測されおらず、事業経営に大きく影響する新たな事情が生じた場合には、財政の健全化、料金負担の公平化の見地から、料金算定期間中といえども適時改定を行い、これに対応することが必要である。

《むすび》

水の有効利用は時代の要請である。水の合理的な配分、合理的な使用を考えると、限られた地域内での水源開発、水利用には限界がある。これらの現況に鑑み、水の再利用(中水道)、広域水道の推進が考えられる。広域水道は、国・府・隣接都市と共に共同歩調をとらなければならない問題であり、現時点で早急に具体化することは困難である。

市民に対して、より一層のPRを心がけ、水道事業に対する正しい知識の啓蒙につとめ多額の費用で建設される水道施設は使用者みんなのものであるとともに、あらためて水は有限であるという認識を深めることが肝要である。同時に水道事業の現況、問題点、ある

べき方向並びに当面の措置についても深い理解と協力を求めるため、広報活動を通じ、一層の努力を払うことが大切である。

最後に、今後とも水道事業がもつ使命の重大性に鑑み、経営の改善に努め、市民、使用者へのサービス水準の向上に努力されることを望むものである。

《附帯意見》

水道事業は、その主要経費の性質から、他動的な要因によって財政運営面におよぼす影響は多大である。このことから、本文中「料金改定の時期と料金算定期間」の項でも述べたとおり、財政運営を大きく左右する外的要因が発生した場合はその対応の仕方が重要である。

現実の問題として、大阪府水道の料金算定期間は、昭和51年4月から53年3月までの2カ年間であり、同期間終了後の受水料金の変更を現在見込むことはできない。

それが、改定された場合には、必然的に本市水道事業の財政計画に大きな影響をおよぼすことが予想される。このように、財政に大きな影響を与える原因が生じた場合には、料金算定期間中といえども適時改定が行えるよう、弾力性をもって、すみやかに即応できる体制を確立することが必要と考えられるのであえて附帯意見として申し添えるものである。

5月臨時会 議長・副議長^{など}役員改選

5月臨時会は、5月17日開会し、市長提案の「先行建設に係る学校施設の取得専決処分承認の件」ほか4件を議決したのをはじめ、議員提案の「駅前整備特別委員会付議事件の一部変更に関する件」（現行の国鉄及び近鉄両八尾駅前周辺にその他市内各駅周辺を追加するもの）についても可決し、さらに議会各種役員改選を行い、5月臨時会を閉会しました。

に井上章一氏が当選されました。

＝監査委員に浜田昌雄氏＝

さらに、監査委員に浜田昌雄氏の選任同意を行い、その他、常任・特別委員会の正副委員長並びに委員の選任をはじめ、議会選出の各種委員の改選を行いました。



なお、この臨時会で改選された各役職の名簿は別項のとおりです。



役員改選が行われている本会議場

議長に松村一雄氏

副議長に井上章一氏

役員改選では、議長に松村一雄氏、副議長



松村一雄 議長 井上章一 副議長

議会 だより

編集委員会委員

- 井上 章一 大野 茂
- 野沢 倫昭 岩田 年弘
- 小枝 洋二 浦 宗二

第82号/昭和51年6月5日

●常任・特別委員会委員名簿

表の○は委員長 ○は副委員長

常 任 委 員 会			
委員会名	委 員		
総 務	◎石田久和	○神立悦二	野沢倫昭
	橋英一	東口晃治	松村一雄
建 設	◎松井良夫	○友林永市	森田道昭
	北野信太郎	熊倉奎二	棚田正一
文教民生	◎浦宗二	○大松銃太郎	池田照仁
	中谷司	西野正雄	高田寛治
保健経済	◎柏本武雄	○杉本春夫	岩田年弘
	松村豊	井上章一	大村清
	森口慶次郎	小枝洋二	和田一二

特 別 委 員 会			
委員会名	委 員		
広域行政調査	◎東西宮岡	口野西本	晃正栄次
		治雄太郎	○棚田正一
駅前整備	◎阿部孝	○松村豊	杉本春夫
	橘英一	松井良夫	大村清
交通対策	◎熊倉奎二	○池田照仁	柏本武雄
	北村善蔵	友林永市	柴谷光謹
公害対策	◎北野信太郎	○野沢倫昭	中谷司
	大松銃太郎	神立悦二	大野茂
	浦宗二	浜田昌雄	

●議会選出の各種委員名簿

監 査 委 員	浜田 昌雄
農 業 委 員 会 委 員	北野信太郎 熊倉 奎二 濇口 正治 森口慶次郎 浦 宗二
八尾伝染病院組合議会議員	岩田 年弘 柏本 武雄 友林 永市
大阪府都市競艇組合議会議員	西野 正雄
長瀬川沿岸下水道組合議会議員	橋 英一 大松銃太郎 森田 道昭 岡本次瑳夫
大和川右岸水防事務組合議会議員	石田 久和 平田 庄治
恩智川水防事務組合議会議員	池田 照仁 松村 豊 森口慶次郎
八尾市柏原市火葬場組合議会議員	高田 寛治 大野 茂
寝屋川南部広域下水道組合議会議員	野沢 倫昭 東口 晃治 高田 寛治 宮西栄太郎
民生委員推薦会委員	北村 善蔵 和田 一二
社 会 教 育 委 員	杉本 春夫 松村 豊
公民館運営審議会委員	池田 照仁 中谷 司 神立 悦二 阿部 孝 友林 永市
土地開発公社理事	熊倉 奎二 棚田 正一 阿部 孝 小枝 洋二 岡本次瑳夫 和田 一二
町名地番改正審議会委員	岩田 年弘 石田 久和 友林 永市 平田 庄治
高安山開発審議会委員	中谷 司 松村 豊 森口慶次郎 岡本次瑳夫
都市計画審議会委員	松村 一雄 熊倉 奎二 棚田 正一 大野 茂 小枝 洋二 柴谷 光謹
小売市場調整審議会委員	杉本 春夫 松村 豊
公害対策審議会委員	松井 良夫 柏本 武雄 石田 久和 浦 宗二
商店街振興対策審議会委員	柏本 武雄 阿部 孝
児童福祉審議会委員	大松銃太郎 宮西栄太郎 濇口 正治 浦 宗二
市立小中学校通学区改正審議会委員	池田 照仁 橋 英一 神立 悦二 阿部 孝 浦 宗二
農業共済事業運営協議会委員	北野信太郎 森口慶次郎

国民健康保険運営協議会委員	大村 清 棚田 正一 大野 茂 友林 永市 浜田 昌雄
学校給食センター運営委員会委員	中谷 司 高田 寛治
体育館運営協議会委員	中谷 司 大松銃太郎
労働会館運営協議会委員	野沢 倫昭 柴谷 光謹
山本球場運営委員会委員	高田 寛治
中小企業融資あっ旋審査委員会委員	杉本 春夫 柏本 武雄
救急医療対策協議会委員	柏本 武雄
農業生産緑地審議会委員	杉本 春夫 柏本 武雄
財政自主再建推進協議会委員	大村 清 石田 久和 阿部 孝 小枝 洋二 岡本次瑳夫 浜田 昌雄
大阪八尾両市行政協力協議会委員	岩田 年弘 東口 晃治 西野 正雄 森田 道昭 高田 寛治 宮西栄太郎 石田 久和 棚田 正一 森口慶次郎 岡本次瑳夫
大阪府中部都市広域行政協議会委員	東口 晃治 松村 一雄 井上 章一 棚田 正一
東部大阪治水対策促進協議会協議会委員	東口 晃治 松井 良夫 大村 清
東大阪交通対策協議会委員	熊倉 奎二
東大阪近鉄線高架促進期成同盟会委員	阿部 孝
貿易促進八尾市議会議員連盟委員	神立 悦二 宮西栄太郎 濇口 正治 阿部 孝 小枝 洋二 浦 宗二
姉妹都市提携委員会委員	松村 一雄 宮西栄太郎 北村 善蔵 平田 庄治 浜田 昌雄 和田 一二
体育振興会理事・評議員	濇口 正治 大松銃太郎
議会運営委員会委員	橋 英一 神立 悦二 松井 良夫 松村 一雄 井上 章一 北野信太郎 宮西栄太郎 石田 久和 棚田 正一 森口慶次郎 友林 永市 浦 宗二 和田 一二
議会だより編集委員会委員	野沢 倫昭 岩田 年弘 井上 章一 大野 茂 小枝 洋二 浦 宗二